合同会社クナウトラベル北海道

国内募集型企画旅行条件書

1. 募集型旅行契約

(1) この旅行は、合同会社クナウトラベル北海道（以下「当社」といいます）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。

(2) 旅行契約の内容・条件は、ホームページ、パンフレット、本ご旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表)）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

(3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行契約のお申込み・予約

(1) 当社において、ご来店、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットおよびその他の方法にてお客様からの旅行契約の予約を受け付けます。

(2) 旅行契約は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当該通知に記載されている期日までに申込金（旅行代金の全額または一部）を受領した時に成立するものとします。この期間内に申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱う場合があります。

(3) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

3. 申込み条件

(1) 18 歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で 15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。

(2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。あらためて当社よりお伺いさせていただきます。当社は可能な範囲内でこれに応じます。当社がお客様のために講じた特別な措置に関する費用はお客様のご負担になります。

(4) 当社は、旅行中の旅行者が疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。

(5) 他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときはお申込みをお断りすることがあります。

(6) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面・確定書面の交付

(1) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」という）を旅行者にお渡しします。

(2) 確定した運送・宿泊機関名等が記載された最終日程表(確定書面)は、遅くとも旅行開始日の前日までに交付します。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目にあたる日以降にお申込があった場合は、旅行開始日に交付することがあります。なお、期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況について説明します。

5. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事料金、観光料金（入場・拝観・ガイド等）及び消費税等諸税・サービス料等

(2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。

(3) 上記諸費用は、旅行者の都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

6. 旅行代金に含まれないもの

前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1) 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の交通費、食事代、入場料、旅行中の個人的諸費用

(2) クリーニング・電報電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

(3) 傷害、疾病に関する医療費等

(4) 希望者のみ参加されるオプショナルツアー（別途料金の小旅行）の料金

(5) 自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等

7. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。

8. 旅行代金の変更

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額される場合、当社はその増額または減額される金額の範囲内で、旅行代金の額を増加しまたは減少することがあります。

(2) 第 7 項により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用が増加又は減少したときには、当社はその差額の範囲内で旅行代金を変更することがあります。

9. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て手数料をお支払いいただくことにより契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

10. 取消料（お客様による旅行契約の解除）

(1) お客様は次に定める取消料をお支払いただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。尚、払い戻しの際の振込手数料はお客様ご負担となります。

変更・取消日	取消料	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右記日帰り旅行以外	日帰り旅行
①21 日目に当たる日以前の解除	無料	無料
②20 日目に当たる日以降の解除（③～⑥を除く）	旅行代金の 20%	無料
③7 日目に当たる日以降の解除（④～⑥を除く）	旅行代金の 30%	無料
④旅行開始日前日の解除	旅行代金の 40%	旅行代金の 40%
⑤旅行開始日当日の解除（⑥を除く）	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%
⑥旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%

(2) お客様のご都合で出発日及びコースの変更、宿泊ホテル等の変更、人員減をされる場合にも上記の取消料が適用されます。

(3) お客様は次のいずれかに該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

① 第 7 項に基づく旅行契約内容の変更のとき。

② 第 8 項に基づき旅行代金が増額改訂されたとき。

③ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

11. 当社による旅行契約の解除

〈旅行開始前〉

(1) お客様が当社が指定する期日までに旅行代金を支払わないときは、旅行契約を解除することがあります。この場合、第 10 項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 次のいずれかに該当する場合、当社は旅行契約を解除することがあります。

① お客様があらかじめ明示した性別、年齢、資格等が参加者の条件を満たしていないことが判明したとき。

② お客様が病気、或いは必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

③ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

④ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

⑤ お客様が旅行契約に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

〈旅行開始後〉

(1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。

① お客様が病気、或いは必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

② お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

③ 天災地変等の当社の関与できない事由により旅行の継続が不可能なとき。

(2) この場合は、当社は、旅行契約解除後の旅行サービスについて取消料、違約料を差し引いて払い戻します。

12. 旅行代金の払い戻し

当社は、第 8 項の規定により旅行代金が減額された場合又は第 10 項及び第 11 項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

13. 旅行管理

当社は、次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力します。ただし、当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

(1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。

(2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。

(3) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

14. 当社の責任

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、旅行者の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他（伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等）の当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3) お荷物の損害については本項(1)の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人 15 万円を限度（当社の故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。

15. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、ホームページなどに記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に万が一、契約書面に記載された旅行サービスと異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

16. 旅程保証

(1) 旅行日程に下表に掲げる変更（次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置）が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、サービス提供の日時及び順序の変更は対象外になります。

(2) 変更補償金の額は、お客様お一人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金 15%を限度とします。又、変更補償金の額が 1,000 円未満の場合は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了の変更	1.5	3.0
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の変更	1.0	2.0
⑧ 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

17. その他

(1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。

(2) お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
(3) 当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(4) この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社へご請求ください。

18. 個人情報の取扱について

(1) 当社の個人情報保護方針及び個人情報のお取扱いにつき同意をいただいたうえで、お申し込みください。なお、お客様の個人情報については、お客様との連絡に利用させていただくほか、旅行手配やその他の手続きに必要な範囲内で運送機関・宿泊機関および保険会社、土産店等に提供します。また、当社商品・サービス等のご案内、アンケートのお願い、統計資料等の作成にお客様の個人情報を利用させて頂く事があります。
(2) 団体・グループを構成する旅行者の代表（契約責任者）のお客様は、個人情報の第三者提供が行われることについて、構成者（同行者）本人の同意を得るものとします。
(3) このほか当社の個人情報の取り扱いに関する方針等についてホームページ（https://slow-life-hokkaido.com/ja/privacy）でご確認ください。

【旅行企画・実施】
合同会社クナウトラベル北海道
北海道知事登録旅行業第 2-875 号
国内旅行業務取扱管理者：外山曉子
〒080-0046 北海道帯広市西 16 条北 1 丁目 25-44
（一社）全国旅行業協会（ANTA）正会員

【予約販売・お問い合わせ先】
株式会社クナウパブリッシング
Slow Travel HOKKAIDO
北海道知事登録旅行業者代理業第 151 号
国内旅行業務取扱管理者：猿渡亜美
〒080-0046 北海道帯広市西 16 条北 1 丁目 25-21
TEL：0155-38-4188　FAX：0155-34-1287
E-mail：slh@slow-life-hokkaido.com